

平成 21 年 7 月 24 日 第 3 回 市川市自転車安全利用対策懇談会 議事録 要旨

- 市川警察署管内で最も自転車の事故が集中しているのは八幡地区であり、次に集中しているのは市川地区である。しかし、行徳警察署管内では、事故が特定の地区に集中しておらず、分散している。
- 子どもだけでなく親も一緒に交通安全教育を受ける場を作るために、学校行事と並行した交通安全指導を行うべき。
- 説明を聞くだけの交通安全教育では物足りないので、自転車が走れるような擬似コースが欲しい。
- 歩行者優先ということを最優先に知ってもらうべきである。
- 自転車事故を起こせば多額の賠償金が発生する可能性があり、人生が変わってしまう恐れがあることなど、恐怖心を与えるようなPRをした方がいい。
- 違反に対する指導を、警察ではなく市が行えるシステムが欲しい。また、市民が指導に協力できるような制度が欲しい。
- 自転車の違反に対してもマナー条例の制定が必要。
- 駐輪場にいる人材を違反の指導に対しても活用すべき。もしもそれができないのであれば、駐輪場や街中にルールを書いた看板を掲げるなどするべきである。
- 自転車安全利用五則のPRが足りないので、看板などを出して目立つように、分かりやすいようにした方がよい。
- 行徳の今井橋通りのように、道路の色を変えてモデル道路にするような施策を他の地区でも行った方がよい。
- 自転車は自動車と違って、ルールなどを教える場所がないので、今後そういった場所を作っていくことが大事である。

- 道路交通法がもっと周知され、徹底されれば事故は減るはずだが、それができていないところが一番の問題である。今後、道路交通法をどのように周知していくかが課題である。
- 現在の日本では自転車は歩道を走っているが、努力をして自転車が専用で通行できる環境を作らなければいけない。
- 自転車道を造る上で道路の拡張を行うことが難しい場合があっても、自動車のスピードを落とさせる、自動車よりも自転車を優先させるというような、ルールを作ることで対応するべきである。
- 歩行者と自転車と自動車、それぞれが協力して安全対策を行っていかなければならない。
- 歩道を自転車が通行するという状況は長く続いており、これを直していくにはかなりの時間を要するが、自転車道を造るなどの方向性を持って行動しなければ、今の状態からは脱出できない。
- 市では短期的にはこの懇談会で出た意見をまとめて規則という形にしていきたいと考えている。また、それをまとめて、来年度以降から要望の提案をしていきたい。多少形は変わっても、懇談会で出た意見は実現する方向で努力していきたい。